

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和3年3月11日（木） 13時15分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 公立学校職員の懲戒処分について

質疑事項

（発表項目以外の質疑事項なし）

発表項目

○公立学校職員の懲戒処分について

本日の教育委員会定例会で、教職員の懲戒処分を決定いたしました。被害に遭われた生徒さん、それから保護者の方、関係者の方、深くお詫び申し上げますとともに、県民の皆様の信頼を著しく損なっておりますことに、重ねてお詫び申し上げます。詳細はこのあと教職員課長から説明させますが、免職2件、減給2件ということであり、その内容も大変重いものであります。

お配りいたしました、資料の3番のところの「今後の対応」をご覧ください。教職員による不祥事、相次ぐ不適切な発言により、児童生徒の皆さんを著しく傷つけ、加えて公教育の信頼を大きく失っていることにつきまして、極めて重大な状況にあるというふうに認識しております。このため、県教育委員会事務局、それから県立学校の組織運営、教職員の児童生徒との関わり方や意識に係る課題を洗い出し、今後下記の対策・取組を徹底し、不祥事の根絶と信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

まず1点目が、県教育委員会事務局に「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」、教職員担当次長をトップに関係課長で構成いたしますけれども、これを設置いたしまして、不祥事を根絶し、信頼される学校教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討・策定するとともに、学校の取組を支援してまいります。例えば、教職員向けのコンプライアンス・ハンドブックでありますとか、管理職向けの危機対応マニュアル、校内研修用の題材、個別課題の検討などを行ってまいります。

2点目ですけれども、各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置いたしまして、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性、こういったことを議論し、学校として取り組む事項を検討し、各学校で、これは令和元年度からやっておりますけれども、「信頼される学校であるための行動計画」、これを策定しておりますけれども、そこに位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組んでまいります。

3点目が講師の研修の見直しです。臨時的任用講師、いわゆる常勤講師ですけれども、については、県の総合教育センター主催の研修を3年に1回受講し、受講後に研修シートを、リフレクション、振り返りながら所属長に提出をいたします。また、臨時的任用講師に加えて非常勤講師に対しても、各学校で毎年度、年度当初に講師研修ノートを配付いたしまして、教員としての心構え、講師の服務などについて、校長が研修を行います。

最後4点目ですけれども、教職員によるセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等に係る生徒へのアンケートを実施したいというふうに考えております。

こういった取組で、不祥事根絶、信頼向上に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

このあと教職員課長から説明をさせますが、その前に本日別途、資料を配付させていただいたところなんですけれども、昨日3月10日に実施いたしました県立高校入試の入学者選抜における後期選抜の学力検査の理科の問題のうちの1問につきまして、正答例を追加させていただきます。追加した正答例を、その試験のときに解答した受検者の皆さんには、教育委員会が昨日公表した正答例を見て不安に感じたというふうに思います。本当に真摯に受検に望まれた受検者に大変申し訳なく、お詫びを申し上げます。今後再発防止に向けて、点検体制等を見直してまいります。

引き続きまして、教職員課長のほうから説明をさせていただきます。

(教職員課長)

それでは発表資料の2の「概要」の部分のところをご覧ください。1つ目の県立学校教諭によるわいせつ行為の事案についてでございます。この事案につきましては資料でございますように、令和元年度に県立高等学校の男性教諭が生徒に対して行ったわいせつ行為が、令和2年になって発覚しました。それから被害生徒、保護者からは、公表の内容によって教諭が特定され、本事案と自分、生徒との関係に気づく友人がいることから、学校名、職名、性別、年齢等の公表につきましては、「高等学校教諭、男性」、この記載のとおりにとどめてほしいとの強い要望がございました。また、事案の発生の時期とか、その場所とか内容、これにつきましても公表しないでほしいと言われてました。それから、自分の学年についても言わないでほしいという強い要望がございましたので、このような発表となっております。ご理解いただければと思います。それから、この当該校の校長には、管理監督責任として、文書訓告を行っております。

それから、(2)の伊勢市立豊浜東小学校の臨時的任用講師による窃盗の案件でございます。この事案につきましては、懲戒免職処分でありまして、事案が重大な法令違反や非違行為に該当して、この者は逮捕・起訴されたときに、報道発表で名前、氏名のほうが明らかになっております。そういうことを勘案しまして、それと被害者の権利、利益というのも、発表することによって不当に侵害する恐れがないということで、氏名の公表をさせていただいております。これは1月5日の火曜日に、強盗致傷の容疑で伊勢の警察署に逮捕されて、

新聞記事となっております臨時任用講師の事案となります。

事案のほうは、時系列で、10月26日のことと11月6日のことと時系列に書いてあって、逮捕された順番は、実際のところは逆でございます。10月26日の飲食店に侵入した件ですけども、これにつきましては、夜、眠れなかったため、目的もなくドライブに出かけて伊勢市内を走っていたところ、通りかかった飲食店に盗みに入ると、ふいに思い立ったということで、従業員出入口のガラスをドライバー、ねじ回しで割って、施錠を外して店内に侵入して、現金、貯金箱を盗んだということでございます。

それから11月6日のほうでございます。これは学校から帰宅途中で、自動車を運転していたところ、これも民家に盗みに入るということをふいに思い立って、留守宅、駐車場に車が停まっていない留守宅と思われる民家のガラスを、これもドライバーで割って、鍵を外して、屋内に侵入したものでございます。それで、帰宅した住人と鉢合わせになって、走って逃走をしております。逮捕されたときは、強盗致傷ということで、住人の方にけがをさせたということで逮捕されているんですけども、本人はけがをさせたということは否定しております。検察のほうに起訴された内容も、「窃盗」という形にはなっております。それから、盗んだお金は、ガソリン代とか日常の生活用品に使ったというふうに言っております。

それから3件目の、中部地域の特別支援学校教員による体罰等の事案でございます。懲戒処分の公表に際しまして、この体罰の事案につきましても、児童生徒に関わって、児童生徒に教育上配慮する必要がある場合は、学校名の公表を差し控えております。中部地域の県立特別支援学校といいますのは、津市と名張市にある特別支援学校6校にあたります。事案の概要としては、2件の体罰があるということ。1件目は令和2年の6月に、洗面所で牛乳のパックを洗っていた中学部の生徒が、誤って水でズボンを濡らして、その際に右手のひらで生徒の額を叩きました。これは、ズボンが水で濡れているので、下がるように言ったけれども、目を閉じて動かなかったということで、そういう形になったということでございます。それから、中学部というのは、特別支援学校では中学生の年齢の生徒が在籍する学部なんですけれども、何年生かということにつきましては、生徒の保護者のほうから、特定につながるおそれがあるということで、何学年かは言わないでほしいという強い要望を受けております。

それから、2件目の体罰は、令和2年の10月26日に、トイレ介助を行うときに生徒がふらついて倒れそうになったので、早く体の向きを変えて、入るときは正面を向いていて、180度向きを変えて便座に座らせるんですけども、その際に早く座らせようとして、右膝の外側を右手のひらで1回叩いて、早く向きを変えろということで指示しようと思って1回叩いたということです。その際に、「しっかりせんか、ボケ」とか暴言を発しながら叩いたということです。その後もこのような発言をしております。それから、このトイレ介助の別の機会のときにも、「しっかりせんか、ボケ」とか発言したりとか、通常の指導においても語気が強くなってアホとかボケとかいうことで大きな声を発することがあったということです。

10月27日から、この被害に遭われた生徒の方は学校を休んでおります。それから、この

生徒の保護者さんが、こういった学校で体罰があったということを、同じクラスの生徒の別の保護者の方から知らされまして、10月29日に県総合教育センターにある体罰に関する電話相談窓口にご相談をしたことから、このことがわかってきたということでございます。

この件については、なかなか密室の中で、トイレの介助のときは密室なんですけれども、そういうところでなかなか調査方法が難しかったんですけれども、同じクラスの子どもさんが2人いて、その方に聞き取りをしたりとか、あと中学部の教員にも同じ学級のクラスに入っていた相担という担任にも話を聞いたりとか、他の中学部の教員全員に話を聞いたりとか、それからいろいろな調査方法については、複数の弁護士さんのほうから助言もいただいて、教職員の無記名のアンケートで、この教諭が普段どういう行動をとっていたかとか、そういうのを調査した結果、こういう事実が確認できたということでございます。その結果につきましては、保護者のほうにも複数回説明を行わせていただいています。教育委員会の調査のやり方とか結果については、理解をいただいているところでございます。なお、当該学校の校長に対しては、管理監督責任として文書訓告を行いました。

それから、最後4件目の四日市市立河原田小学校の教諭による交通事故でございます。これは記載のとおりなんですけれども、市道のほうを走っていて、自宅に近い交差点があるんですが、そこで右折をしようとしたときに、直進をしてきたオートバイ、自動二輪車に気づかずに、接触というか追突をしたということでございます。この方は、約6か月の治療を要する左脛骨高原骨折等の傷害を負ったということでございます。

この右折した先に、右折し終わった先にまた別の進入路があって、そこで普段から自動車とか自転車とか歩行者が飛び出してくることが多いので、その右折した先のほうを見ていて、直進のほうをあまり気にすることができなかったということ追突したということでございます。この件につきましては、記載のように運転免許停止60日の行政処分と、過失運転致傷で罰金70万円の刑事処分を受けております。罰金のほうはすでに納付しております。

以上が補足の説明となります。ご質問があれば、引き続き回答させていただきますのでよろしく申し上げます。

以上です。どうぞよろしくお願いたします

発表項目に関する質疑

○公立学校職員の懲戒処分について

(質) 1件目の県立高校の件に関しましては、ほとんど中身が何もないのですけれども、この教諭の年齢とかも言えないのですか。

(答 教職員課長) はい。年齢も言うと、被害を受けた生徒が、教諭との関係のこととかを、友達もいる関係もあって、自分のことだとわかってくる恐れがあるということで、年齢に

についても言わないでほしいという要望でございます。

(質) 概要の中身に関しても何も。

(答 教職員課長) はい。内容のことについても、自分と教諭との関係で分かってくる可能性があるのですが、記載のとおりの内容で、それ以上のことは言わないでほしいということで、強い要望があるということでございます。

(質) 全て被害生徒からの要望ということか。

(答 教職員課長) そうです。まあ、保護者の方からもそうです。

(質) 2つ目の豊浜東小学校の関係ですけれども、この方は何年生の担当だったのですか。

(答 教職員課長) 3年生の担任でございます。

(質) この学校での勤務はいつから。

(答 教職員課長) この学校の勤務は今年度からです。

(質) 今年度。

(答 教職員課長) はい。

(答 教職員課) 令和2年4月からです。

(答 教職員課長) 令和2年4月1日から。

(質) 逮捕されたときだったら、若干発表の内容が違うんですけども、例えば10月26日の現金1万3千円の入ったというあたりが、逮捕のときは1万5千円になっていたりとか。このへんの微妙なずれというのは。次の3万3千円も、3万5千円というふうには、一応警察の発表ではなっているんですけども。

(答 教職員課長) これは本人への聞き取りですね。

(答 教職員課) 本人も正確な額はわからないところなんですけど、警察の調書の中で、最終的に起訴状においても、その額でということで確認したと聞いています。

(質) 起訴状を見て書いているということですね。

(答 教職員課) はい。

(質) わかりました。28歳ですけど、生年月日を教えてもらえますか。

(答 教職員課長) すみません。生年月日については、個人情報になりますので言えないんですけど、年齢につきましては、全て4件とも、明日であってもこの年齢で、1週間後であってもこの年齢です。

(質) 懲戒免職でいくとこれで何人ですか、今年度は。

(答 教職員課長) 免職としましては2件、この2件とその前に1件。

(質) 3件ということか。

(答 教職員課長) 合わせて3件ですね。

(質) 今年度。

(答 教職員課長) はい。

(質) 懲戒処分でいけば何件ですか。

(答) この4件の事案以外に、今年度他に免職1件と、それからもう1件処分しております

ので、前日までに2件処分しておりますので、合計6件です。

(質) 次の3つ目を。特別支援学校のことですが、この学校名とか言えないんですよね。

(答 教職員課長) はい。

(質) 書かれている事案は、すべて特定の1人の生徒に対するものですか。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) この方はどれくらい働いているのですか、52歳。

(答 教職員課) この学校には、(平成)29年4月から勤めております。

(質) わかりました。あと、最後のほうの今後の対応の件なんですけど、一番最後の生徒へのアンケートは具体的にどんな内容、質問なんですか。

(答) 来年度から実施したいというふうに考えているんですけども、対象とか調査内容とか実施時期等については、これから具体的に内容を詰めさせていただいて、来年度から実施したいというふうに思っております。

(質) 県立高校の生徒。

(答) 県立の高校生は実施したいと思っていますし、あと私としては、中学生も対象とさせていただきたいと思うんですけども、市町教育委員会との相談もさせていただいて、そのあたり詰めて、どういったところまで対象にするのかということも検討させていただきます。

(質) スケジュール感とかありますか。いつ頃までとか。

(答) 来年度には1回したいと思っていますんですけども、実際にどの時期にするということも含めて、聞き方とかも、あるいは報告をどうやってしてもらうのかということも、しっかり検討させていただきたいと思いますので。

(質) 3番目の特別支援学校の件なんですけど、昨年10月27日から、当該の生徒さんが学校を休んでいるというふうにおっしゃっていましたが、これは現在も休んでいるんですか。

(答 教職員課長) 現在も休んでいます。10月27日から。

(質) 休んでいる理由は、この暴言であったりというふうにおっしゃっているのでしょうか。

(答 教職員課長) そうですね、指導に不安を感じて休んでいると。

(質) 3番の特別支援学校ですけど、どのようなお子さんというか生徒さんなのか、どういう障がいをお持ちの方なのか。

(答 教職員課) 障がいの種別を申し上げますと、学校が決まってくるものですから、申し訳ないんですけども。

(質) 確認ですけど、ここでいう中部地域って、三重県の中での真ん中だから津と名張という。

(答) そうですね。

(質) 昨年10月から、もう1度も出てきてない。ずっと休んでいる。

(答 教職員課) はい。ずっと休んでいます。

- (答) その間の学校の対応について説明させていただきます。
- (答 教職員課長) 学校のほうが、校長であったりとか、別の中学部の主任がいるのですが、そういった者が頻繁にご家庭のほうには訪ねて行って、子どもさんの様子を伝えたり、そういうことはさせていただいておって、何遍も足を運んでいただいていることは保護者の方は。
- (質) 学校がどうしているかを聞きたいわけではなくて、どっちかと言うと、そのずっと休んでいる理由ですね。指導に不安を感じた、もう一貫してそれで。
- (答 教職員課) そうですね。
- (質) 教諭の方が、なぜ暴言であったり体罰であったりとかした動機であったりとか、今の反省の弁も含めて、どのように話されているのでしょうか。
- (答 教職員課) まず動機を申し上げますと、1回目の6月の牛乳パックのときは、先ほどちょっと説明させていただきましたが、牛乳パックを洗っているときに、ズボンが濡れたと。そのときに、これ以上濡れないように注意をしたんですけども、目を閉じてこの子が動かなかったものですから、目を開けさせようと、全く不必要な行為なんですけれども、額を叩いたということなんです。2件目は、トイレの介助をしているときに、トイレの前に、便座の正面に向かって立つんですけども、そのときにふらついたと。ふらついたときに、本来ならば支えて半回転させて。
- (質) 別に、叩いたり暴言を発するに至った経緯について尋ねているのではなくて、そのときの教諭の思いは何であったのか。
- (答 教職員課) そのときは、個人的な家庭の事情で。
- (質) あくまでその教諭が話している言葉そのものでご説明いただけませんか。
- (答 教職員課) 家庭的な事情で心身ともに疲れており、そのときは自制することができなかつたと言っています。
- (質) 生徒さんは怪我はしていない。
- (答 教職員課) 怪我はありません。
- (質) 家庭的な事情で心身ともに疲れていて自制することができなかつたというのは、6月も10月も。
- (答 教職員課) それは10月です。
- (質) 6月は。
- (答 教職員課) 6月は、目を開けさせようとして、合図を送るつもりでやったんですけども、強く叩いてしまったと。結果的に強く叩いてしまったと。
- (質) 合図を送るつもりが強く叩いてしまった。
- (答 教職員課) そうですね。目を開けさせようとして叩いたと。
- (質) 1番の件なんですけど、この教諭はいわゆる刑事的な責任っていうのは。
- (答 教職員課長) 被害の生徒さんのほうから、被害届は警察のほうへ出されていると聞いています。

(質) 被害届が警察に出ている、警察が事件化したら、事案の概要とかが表に出ると思うんですけど、それでもご説明いただけないですかね。

(答 教職員課長) 警察がどういう事案の出し方をするか分からないですけども、我々が処分するにあたって、保護者、本人に確認したところ、これ以上は、この出し方以上のことはやめてほしいということで、強く要望されましたのでこうさせていただいております。

(質) この件についても、教諭の方の動機や反省の弁であったり、この方自身が語っていたものでご説明いただけませんか。

(答 教職員課長) 今日、処分を申し渡したときに、反省の弁を述べているんですけども、「私の行為により被害者を傷つけ、保護者の方にも心労をかけ、大変申し訳なく思っています。それから、三重県の教育の信用を失墜させたことを反省しています。」と述べております。

(質) 動機面は。

(答 教職員課長) 動機の面は、我慢できなかったとか、そういうようなことを言っております。

(質) 事実関係は認めているわけですね。

(答 教職員課長) はい。

(質) 今後の対応で、アンケートはとりあえず置いておいて、(1)と(2)ですが、推進委員会と向上委員会の取組ですが、今回のこういった処分を受けての対応というふうに思われますが、かねてから聞いているような対策なんじゃないかというふうに思ってしまうんですが、この2つの委員会で、これまでとどういふふう違う新しい取組をされていくんですかね。

(答) まず、今年度の処分した事案、それ以外も含めて、さまざま学校において不適切な事案、不祥事が生じております。県教育委員会のこれまでの対応も、今までの取組、それから、なぜまたこういう不祥事が生じているのかということをも真摯に議論いたしまして、私としても、こうした不祥事が生じたときとかの、危機管理の事案が生じたときの初動であったり、その後の学校への指導であったり、そういったことについて組織的な対応ができていなかった。それから、これまでの苦い経験を生かしながら、再発防止の対策を打ってきたつもりだったけれども、学校の教職員に対して、我々の伝え方も十分伝えきれていないんじゃないか、というふうなことを議論させていただいて、伝える内容であったりタイミングにも課題があったんじゃないかということと、それから、県立学校におきましても、校長中心の組織体制になるんですけども、その体制が十分機能しきれていないというふうな認識と、それから、教職員につきましては、多くの教員は、私が言うのもなんですけれども、一生懸命やっているということなんですけれども、児童生徒との関わり方で、どうしても教える側と教わる側ということの前提で、子どもが権利の主体であるとの認識が低い教員がいる。あるいは、教員同士の関係も、教員という業務に起因しているのか

もしも声掛けあつたり、あるいは、もっと気づいて注意しあつたり、支え合つたりとか高め合つたりということが弱いんじゃないか、という課題認識を持ちました。その上で、この一番上に書いてあります、こういうコンプライアンス推進委員会ということで、単にハンドブックとかマニュアルとかを作るということではなくて、やっぱりこれまでの取組、これまでの不祥事における問題点、課題をきちっと把握して、それから、これまでの取組で足りなかったこと、今後もっとどうすればできるかということ、根本的なところから議論して、トータル、しっかり教職員の対応ができるようなものを作って、来年度の前半くらいには作って徹底したいということでございます。どちらかというと、これまで項目ごとに対応策は講じて、学校に伝達、指導してきたんですけども、それがトータルになっていなかったという面もありますので、そういったこととございます。

それから、2点目の学校信頼向上委員会というのは、先ほど申し上げました「信頼される学校であるための行動計画」というのは、実は令和元年度から各県立学校で作っております。その作る発端というのは、我々県教育委員会から服務規律の確保という通達を流しているだけではなくて、それぞれの学校が学校長を中心に、自分のところの課題としてこういうことに取り組むということを決めて、自らのこととして実践してくださいということだったんですけども、それは教職員一人ひとりまで届いていないんじゃないかということで、教職員もしっかりそこに入りながら、自分事として、今度はもう一度、向上委員会ですっきり生徒との関わり方とか教員同士の関係について議論して、信頼されるものにやっていきたいという思いです。

(質) (1) の事案なんですけど、令和2年に発覚ということなんですけれども、これは生徒さんからということ、そこも言えないということですか。どういうふうな経緯か。

(答 教職員課) はい、そのあたりも含めてですね、申し訳ないです。

(質) (1) の件なんですけれども、発生が令和元年度となっているんですが、これは年に直すと去年ですか、一昨年ですか。何年度って書きづらいんですけど。

(答 教職員課) この点も、ごもっともなんですけれども、期間が絞られることはやめてほしいということで。

(質) 令和元年度って言ってる時点で絞ってるんだったら一緒じゃないですか。その範囲がずれるだけで。

(答 教職員課) その期間がわかることによって・・・。

(質) それはおかしくないですか。期間を絞るんだったら特定につながるかもしれないですけど、同じ12か月間をスライドさせてるだけだったら。

(質) 被害者が年を出してくれるなって言っているってことですか。言っていないわけですよね。

(答 教職員課長) 話をしていく中で、こういう出し方にしてほしいとのことでした。

(質) 令和元年度にこういう行為がありましたと、それが令和2年になって発覚ということ、

令和元年にあったことだと捉えられるんですけど、普通に聞くと。

(答) そうですね、事案が生じたのは令和元年度中ということです。

(質) 令和元年でいいですか。

(答 教職員課長) 元年度中ですね。

(質) 「度」を付ける意味がよく分からないんですけど。発覚は令和2年なんですよ、年度と年の違いは何なんですか。

(答 教職員課長) 年度でいう4月から3月の間、こういう出し方にしてほしいという要望がありましたので。

(質) じゃあ発覚は令和2年度ですか、2年ですか、どちらですか。

(答 教職員課長) 発覚は2年度です。

(質) 2年度。

(答 教職員課長) はい。

(質) これ処分の基準として2つ基準があると思うんですけども、暴行脅迫でわいせつな行為をしたか、職務上の立場を使ってわいせつな行為をした、これどちらに該当する処分なんでしょうか。

(答 教職員課長) すみません。それにつきましても事案に関わることについては、これ以上のことは言わないでほしいという強いご要望がございますので。

(質) 暴行脅迫はあったんですか。

(答 教職員課長) すみません。それも申し訳ないです。

(質) 生徒が要望しているんですか。

(答 教職員課長) この出し方についても、この「わいせつな行為」という。

(質) 教育委員会の基準としてその2つがあると思うんですけども、どちらに照らし合わせての処分なのかを聞いているんですけど。両方該当するんですか。

(答 教職員課長) 「わいせつな行為」ということで処分しています。

(質) じゃあ②のほうですね。暴行脅迫はなくて、職務上の立場を利用して。

(答 教職員課長) まあ「わいせつな行為」ですね。

(質) ②のほうですね。どっち。②のほうでいいんですか。「わいせつな行為」でいいんですよ。

(答 教職員課長) 「わいせつ行為」です。

(質) 暴行脅迫はないと。

(質) これ発覚というのは、どの時点をとらえて発覚というふうに言っているんですかね。何をもって発覚としたのか。

(答 教職員課) 教育委員会に伝わった。

(質) 教育委員会に伝わったのが発覚か。学校が把握したのはいつ。

(答 教職員課) 学校が把握したのも、1日、2日違うだけです。

(質) これ男性教師と、これ相手は女性生徒でいいんですよ。女子生徒。

- (答 教職員課長) すみません。そこも性別も言わないでほしいということで、この出し方ということで、男性か女性かも言わないということで。
- (質) 意味合いが変わってきちゃうんですけど。
- (答 教職員課長) この男性・女性も含めて、出し方としては、「生徒に対して」ということで、こういうふうに、こういう形でお願いしたい、お願いしたいというか、この形で公表してほしいということ望まれましたので。
- (質) イレギュラーな性別ではないんですか。要は通常のこういう場面、こういうケースでの同様の性別ですか。
- (答 教職員課長) すみません。そこもちょっと性別は答えできません。
- (質) 学校の把握と、その生徒さん側の被害届の提出との前後関係はどうです。
- (答 教職員課長) 被害届を出したというのは聞いているんですけども、いつ出したかまでは。
- (質) いつかは聞いていない。
- (答 教職員課長) はい。そこまでは聞いていません。
- (質) 刑事的な処分は、今どうなっているんですか。
- (答 教職員課長) 警察には被害届を出されたというのは聞いているんですが、ちょっと今警察がどういうふうな捜査をしているのかとか、そのへんのところは把握していません。
- (質) 逮捕はされていない。
- (答 教職員課長) はい。逮捕したら伝わってくると思いますので、逮捕はされていないです。
- (質) この教員は直近まで勤務していたわけですか。
- (答 教職員課) 事案がわかってからは休んでおります。
- (質) そうなってくると、それはいつからですかってなります。
- (答 教職員課) それはわかったときから。
- (質) わかったときから。発覚の時点も言えないんですか。
- (答 教職員課) そうですね。はい。申し訳ありません。
- (質) 1番の件ですけど、教師と生徒の関係っていうのは教え子でよろしいんですか。
- (答 教職員課) その学校の生徒です。
- (質) 学校の生徒というのは何かしらの形で授業を教えていたということですか。
- (答 教職員課) 授業を教えていたか、何を教えていたかというのはちょっと言えないんですけど、学校の生徒です。
- (質) それも生徒が言うなって言っているんですか。
- (答 教職員課) はい。生徒はもう「高等学校教諭、男性」とどめてほしいと言っております。
- (質) 別に教え子かどうかは。
- (答 教職員課) 学校の生徒です。

(質) 教えている場面はあるんですね。

(答 教職員課) そこも含めて、申し訳ありません、申し上げられません。すみません。

(質) 4件ってどれもあれで2件免職ですけど、今日、東日本大震災で発生から10年で、どこのメディアも東日本大震災を扱う中で、今日この日の処分、この日の発表っていうのは何かあるんですか。他の日にできなかつたんですか。

(答) 申し訳ありません。今日ですね、教育委員会定例会がございまして、それでこれまでの間、いろんな調査とかを、聞き取りとかも含めてですね、処分内容の検討とかをさせていただく中でこの日になってしまいました。私も、今日の日が昨日と違う特別な日というのは十分認識しておるんですけども、大変申し訳ないんですけども、今日の定例会ですね、処分を決定させていただきました。

(質) 3月中にはもう1回教育長定例会見があつて、その日にもできたと思うんですけど、4人の処分を発表するにあたって、各報道機関のニュースの取り扱いを小さくするためにこの日にしたんじゃないんですか。

(答) そんなことはございません。

(質) 4人の発表ってかなり異常ですよ。で、発表内容も全部あいまいで。

(答) 今も申し上げましたけれども、我々も精一杯調査をしながら、それから発表させていただく内容についても、関係の方に何度も確認をさせていただきながら種々検討して、本日の定例会で最終決定をさせていただいたというところでございます。

(質) 1回の懲戒処分で、1日で発表した懲戒処分で4人というのは、これまでにあるんですか。

(答 教職員課) はい、過去にもあります。

(質) もっと多いときも。

(答) はい、あります。

(質) あるんですね、過去にも。

(答) はい。

(質) もう一度言いますけど、この日をずらすことはできなかつたんですか、明日以降とか。

(答) 我々もこの日を選んで処分をさせてもらったわけでは決してなくて、やっぱり時間がかかっているのもあつて申し訳ないんですけども、できる限り早く正確な事実関係を確認して、厳正・適正な処分をさせていただくというつもりでずっとやってまいつてですね、申し訳ないんですけども、本日教育委員会定例会がございましたので、そこで処分を決定させていただきました。

(質) とすると、1番の(件の)把握された時期というのは聞いておきたいんですけど、どうしても。

(答) そこはですね、1番の部分については、何度も何度もというか、できる限り聞かせていただく中で、強い要請ですね、発表の文言とか、どういう仕方なら可能かということも含めてやり取りをさせていただいて、今申し上げさせていただいた内容ということでは

ございますので、何とかご理解いただければと思います。

(質) この教諭の方の休職というのは何ですか。病気休暇ですか。種別は何でしょうか。

(答 教職員課) 病気休暇で休んでおります。

(質) 病気休暇。

(答 教職員課) はい。

(質) ずっと病気休暇ですか。

(答 教職員課) そうですね。

(質) これちょっと情報の出し方を伺いたいんですけど、教育委員会としては、被害生徒が出してくれるなど言ったら、全部出さなくなるということでもいいんですか。

(答 教職員課長) そこはその事案、特にわいせつ行為とかですね、そういうことで被害生徒が特定されてしまったりする恐れがある場合で、そうするとその方の人格とか人権とかを著しく損ねてしまうとかそういう場合は、検討した中で全部出さないということもなきにしもあらずなんですけれども、なるべく出せる形の中でどこまで出すかというのは、特にこういうわいせつ行為とかに関しましては、ご本人さんとか、あと保護者の方の意見も聞いたうえで決めております。

(質) ただ出さないということになると、当然報道機関の取り上げは、情報が出てないから少なくなり、そうすると皆さんの不祥事の扱いが小さくなって、同様の被害が出やすくなるっていうリスクだってあると思うんですけど、そこらへんのバランスっていうのはどうなんでしょう。なんか特定につながるつながるって言うってても、なかなか合理的な説明じゃない気がして、さっきの令和元年度の度をつけるかどうかって、そこは全く合点がない説明だなと思うんですけども、そのあたりのどういう出し方が特定につながるかどうかという議論というのは、明確な基準みたいなものはあるんですか。

(答) 我々としては公表の基準も持っておりますし、こういった不祥事が生じた際には、おっしゃるように事実と処分内容等について、できるだけ公表させていただくというのが基本的な考えですし、そういうふうにあるべきだと強く思っております。そういう中で、生徒さんが被害者になられた事案については、こういった形で出せるかということについては、一方でおっしゃるようにバランスをとりながらですね、しっかり確認させていただいて、可能な限り提供させていただいて、こういった不祥事があって、二度としないとか、あるいはそういったことそのものをですね、県民の方々に大変申し訳ないですと伝えていくということが、我々の責務であると思っておりますので、基本的なスタンスはそういう形で臨ませていただいております。

(質) ではこの令和元年度の度をつけるかどうか、皆さんの基準に照らし合わせた上でのご判断ということでもいいですかね。

(答 教職員課長) そうですね。その中でどこの範囲まで、どういう言い方でというのは、その生徒、保護者にも確認してやっぱりこの出し方であればということでしたので。

(質) 保護者からはそうやって言うかもしれないですけど、出さないといけない情報が、保

護者側の意見を丸のみにしたら、出し切れていないというふうにはならないのかなという。これだったら保護者側と握って、まあ言わないというふうにしておきましょうかと言ったら、全部出さないことになる気がするんですけども。このわいせつ事案ということ盾にとって。そこはどうなんですか。

(答 教職員課長) そこは本当に個別で、どこまでというのは保護者の意見や生徒さんの意見も聞きながらですね、教育委員会の中で検討して、この出し方で、最終も確認した上でとなっておりますので、そこは申し訳ない、特定の基準だけでやるというわけではなくて、実際個々の事案で、ご本人さんとか、保護者の意見も参考にして最後、決めているというところがございます。

(質) どういうプロセスでそういう判断になったかみたいなところは、議事録的なものはあるんですか。

(答 教職員課長) 今回の、議事録というものではなく、最終どこまで、もともとどこまで出せるかというのは、保護者の方とかご本人さんに聞いて、なるべく本当は出さないでほしいという意向の中で、県教育委員会としては一定公表していくことが必要だということ説明しながらですね、このへんのこういう出し方ならどうですか、というのもいくつか見ていただいて、確認も取りながらこの形になったということで、こういう形出すということで、教育委員会のほうで最終的には決めたということです。

(質) ちなみに警察発表でこれ名前とか出たら、こういう事案でも発表するんですか。

(答 教職員課長) 2番目のケースなんかはですね、今回窃盗容疑の職員は出しているんですけども、わいせつ行為の場合は、それも事案によって、警察発表はしているけれども、そこからの時期であったりとか、そういったところも見ることがありますし、再度発表で学校名や名前が出ると、被害に遭われた児童生徒が、また心情的にどうなるかということもございますので、再度その当時のことを思い出すということもあるので、そこについても個別でですね、いろいろ保護者の意見とかも聞きながらやっていきますので、一律的に出すとか出さないというわけではございません。

(質) この件の公表に関して、当該生徒さんの保護者の方と、公表に関してのやりとりは何回されましたか。

(答 教職員課長) 2回はしています。すみません、3回しています。

(質) (1) の事案で「我慢できなかった」以外で何か動機はありますか。

(答 教職員課長) 動機という部分ではそういうことですね。我慢できなかった、自制できなかったと。

その他の項目に関する質疑

(なし)

以上、14時09分終了